

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

臨時福祉給付金

○臨時福祉給付金とは

消費税率が8%に引き上げられたことによる所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給します。

○支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- (2) 平成26年度分の住民税が課税されていない方（非課税の方）

※ただし、課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者は対象外です。

○支給額

1人につき10,000円

その他、次の加算対象者は1人につき5,000円を加算します。

〈加算対象者〉

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です)
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
(平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です)

○申請期間および受付

7月14日(月)～10月31日(金)

7月上旬に対象者(世帯)へ申請書を郵送します。

受付は原則、郵送で行うほか、社会福祉課および各支所福祉課の窓口で対応します。

【問合せ】社会福祉課(内線157・158)



子育て世帯臨時特例給付金

○子育て世帯臨時特例給付金とは

消費税率が8%に引き上げられたことによる子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として支給します。

○支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- (2) 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給されている方
- (3) 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外です。

○支給額

対象児童1人につき10,000円

※一度限りの給付です。臨時福祉給付金と重複して受給はできません。

○申請期間

7月14日(月)～10月31日(金)

7月上旬に対象者(世帯)へ申請書を郵送します。

受付は原則、郵送で行うほか、子ども福祉課および各支所福祉課の窓口で対応します。

○公務員の方へ

公務員の方には、案内文書等を送付しませんので、勤務先から配付される申請書および証明書をご持参のうえ申請窓口へお越しくください(郵送可)。

【問合せ】子ども福祉課(内線163・165)